

苅田町子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭などにより、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、お子さんを児童福祉施設において養育する制度です。

短期入所生活援助(ショートステイ)事業



▷こんなとき…

- ・保護者が疾病・けがの場合
- ・育児疲れなど、身体上または精神上的理由がある場合
- ・出産、看護、事故、災害など家庭養育上の理由がある場合
- ・冠婚葬祭など、社会的な理由がある場合

▷利用期間

- ・一度につき 7 日以内(年間の利用上限は 21 日以内)

※24 時間以内を 1 日とします。24 時間を超えた場合は 2 日分の利用料がかかります



対象者

苅田町に住所を有する児童

※感染症に罹患していたり、医療機関で治療を受ける必要があると認められるとき、専門的な医療や看護が必要などの際は利用できません

実施施設

対象	施設名	所在地
0 歳から就学前の乳幼児	鞍手乳児院	福岡県鞍手郡鞍手町 大字新延 4 4 8 - 1 1

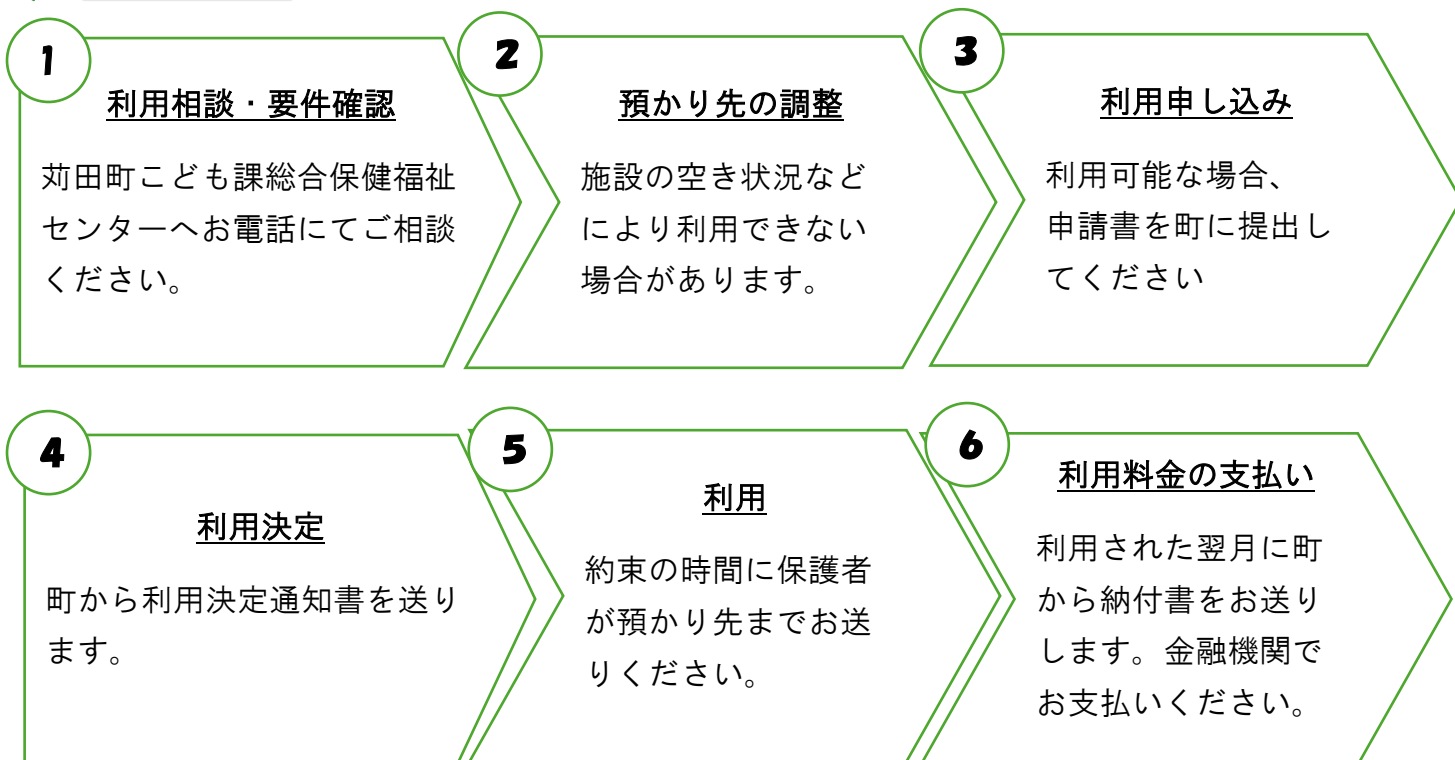
※施設への送迎はありません。実施施設へは保護者が送迎してください。

利用料金 (1人1日あたり)

世帯区分	対象者	利用者負担金
生活保護世帯	2 歳未満	0 円
	2 歳以上就学未満	0 円
市町村非課税世帯	2 歳未満	1, 1 0 0 円
	2 歳以上就学未満	1, 0 0 0 円
その他世帯	2 歳未満	5, 3 5 0 円
	2 歳以上就学未満	2, 7 5 0 円

※上記料金以外に実費がかかる場合があります。(施設側で病院受診をした場合など)

利用の流れ



※施設への確認、利用申し込みの手続きなど時間を要します。利用希望の際は早めにご相談ください

利用申請に必要なもの

- ・(住民税非課税世帯の方)
当該年度の世帯の課税状況(市町村民税所得割額)がわかる書類
- ・(生活保護世帯の方)
生活保護受給証明書または診療依頼書

注意事項

- ・決定した利用日・利用日数は原則として変更できません。
- ・利用申請書に記載された情報は施設に対し提供することになります。



＜お問い合わせ・申し込み先＞

苅田町こども課総合保健福祉センター
子ども家庭相談担当(パンジープラザ)
TEL:093-436-5115